

事業番号	04 05 13	事業改善シート（26年度実施事業分）			<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	住宅支援給付等特別対策事業				担当課	部局	健康福祉部	
総合5か年計画	プロジェクト				課・室	地域福祉課		
	施策の総合的展開	6-2 いきいきと安心して暮らせる社会づくり 4 社会的援護の促進			E-mail	<a href="mailto:chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp">chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp</a>		
					実施期間	H22 ~		

## 1 事業の概要

目指す姿	離職者等の住宅や就労機会を確保するために、住宅支援給付の支給、支援員による就労支援等を実施するとともに、生活困窮者等が地域社会で自立安定した生活を営めるよう支援する。		
現状（予算編成時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県実施（10保健福祉事務所）</li> <li>・市実施（長野市以下19市）</li> </ul>		
県が関与する理由	県関与の必要性あり	【左記の説明、根拠法令等】 県が管理している緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の活用により実施しているため。	
	県民との協働による実施：実施は困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領</li> <li>・住宅支援給付等特別対策事業補助金交付要綱</li> </ul>	

成果目標・事業内容	① 成果目標（H26）					
	離職者等の生活困窮者に対して、住宅や就労機会を確保するために住宅支援給付や就労支援員の配置などにより、常用就職の増につなげる。					
	② 事業内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span>					
		項目	実施方法	H26事業実績		
				H26（当初）	H26（決算）	H27（当初）
		住宅支援給付事業	直接補助金	104,377	39,173	30,790
		ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業	直接補助金	12,987	7,290	0
		地域コミュニティ復興支援事業	補助金	60,000	4,222	0
		自立支援プログラム策定実施推進事業	補助金	38,744	35,515	0
		就労自立給付金創設等に伴うシステム改修事業	補助金	14,280	11,084	0
	生活困窮者自立支援制度施行円滑化事業	直接補助金	47,300	3,525	0	
	基金の運用	直接	172	189	172	
	合計		277,860	100,998	30,962	

事業コスト	区分（単位：千円）	24年度	25年度	26年度	27年度
	前年度繰越				
	当初予算	332,563	294,851	277,860	30,962
	補正予算	-170,436	338,872	-53,780	
	合計（A）	162,127	633,723	224,080	30,962
	一般財源				
	県債				
	国庫支出金		457,032		
	その他	162,127	176,691	224,080	30,962
	決算額（B）	130,151	585,202	100,998	
概算人員費	職員数（人）	1.00	1.00	1.00	1.00
概算人員費（C）	8,258	8,258	8,258	8,258	
概算事業費（B（A）+C）	138,409	593,460	109,256	39,220	

成果目標の達成状況					
項目	H25末（実績）	H26			H27目標
		目標	成果	達成状況	
住宅支援給付受給者の就労率	69.7%	50.0%	93.7%	達成	—

目標に対する成果の状況	生活困窮者の自立支援に対して、一定以上の役割を果たした。 平成25年度の制度改正も踏まえ、効果的な支援を行い、成果につなげることができた。
-------------	--

## 2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を見直して実施	<input type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	本事業は、緊急雇用創出事業基金（住まい対策拡充等支援事業分）の終了に伴い、平成26年度末をもって終了し、平成27年度以降は生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金制度」により住居及び就労の確保を支援することとなっている。 ただし、平成26年度中に住宅支援給付の支給決定をした者のうち、平成27年度にわたり支給する者に対しては、最長で平成27年12月まで本事業により支援を行う。		